

ワーク 21

—— 21世紀にふさわしいサポートセンターを目指して

平日昼間グループは集まりにくい？

私たちは平日の日中を活動希望時間を選んだ人の集まりでした。メンバーは多彩で、NPO ネットワーク関係者、環境改善、国際交流、地域自治活動などのベテランから、PTA やボランティア・子育て等の活動を始めたばかりの人などなど、立場も経験も考え方も違っていました。さらに、全員の予定が合うことはなく、活動日を確保するのに困りました。メールやFAX などを使ってグループワークの記録を送り、意見や提案を送ってもらい、できる範囲で参加してもらうようにしました。

立地や広さを活かした施設を目指そう

ワークショップ演習のワークシートを基に、「市民活動サポートセンターに求められているものは何か？」という議論から始めました。

厳しいスケジュールの中で、なるべく実現可能性のある提案をしたいと考え、他市の支援施設に見学に行ったり資料を集めたりしました。そして7つの機能(下図)やニーズ項目を整理し、一般的な設備や特徴的な設備、サービス・運営方法・利用規約などを比較し、立地や広さを活かした施設設計を提案しようということになりました。メンバーの1人が建築の専門家でしたので、図面な

ども検討しながら、施設の配置を考えました。

ワークショップの醍醐味

「市民活動ひろば」というイメージをストーリー仕立てに展開した提案には、ときわ会館にあった「市民活動ひろば」の雰囲気を残しつつ、サポート機能を拡充して、さいたま市の市民活動の中心となる「ひろば」に発展させてほしいという意味を込めました。

第2回のワークショップ全体会では、それぞれのグループがとても個性的で完成度の高いプレゼンテーションをしたと思います。どの提案内容も魅力的で、「さいたま市民も捨てたモンじゃないね!」と思いました。

条例事項って何？

ワークショップの最初のミッションは、時間がない割には出来のいい提案ができたと思いますが、次のミッションは難題でした。「開館日や時間帯、料金負担の有無、施設運営主体についての提案をまとめよ」とのことでしたが、サービスの全体像も誰が運営するかもわかっていないのに、細目を何故先に決めなくてはいけないのか?他のルールはいつ誰がどうやって決めるのか?疑問だらけでした。条例に明記しなくてはならない条例事項だから決めねばならないと

の説明でしたが、グループでの話し合いは平行線で、多数決で決めるには差が少なかったため、意見を併記しました。

何もかも、市民から提案させるのが重要なのではなく、市として方針があって提案すべきことがあるのならば、市から提案してそれを市民が議論してもよかったのでは?と今でも思います。

お疲れさん!

正直言って、疲れました。無償ボランティアの域を超えていたと思いますが、市民ワークショップという試みに果敢に挑戦したことは、大いに評価したいと思います。続く2期では、市民は借しげもなく自分たちの持つ専門性や経験知識、時間、情熱を提供しました。行政の皆さんも市民=ワカランチンの素人という偏見はすでに払拭されていると思えます。市民という資源を活かして、フェアな関係の中でより高度な協働の形を模索し続けてほしいと思います。

(グループリーダー・中野一恵)

メンバー名一覧

大塚勇、菊地順子、志賀美美子
鈴木信彦、中野一恵◎、橋爪仁美
藤木茂、真下慶子、松尾道夫
山田広子

◎はグループリーダー、○は整備検討委員



夢工房

—— たくさんの希望をこめて

議論をつくす時間が無かった

「夢工房」は、平日の昼間に活動を希望する方が集まったグループでした。IT関係の方、設計が専門の方、芸術関係の方、地域での子育てや市民活動をしている方など、様々な分野から人が集まりましたが、活動可能な曜日がそれぞれ異なったために月に2回程度の話し合いでも出席可能だったのは3~4人の同じ顔ぶれであったこと、メールでのやりとりも活発に行えず、充実した活動であったかは不満が残るところです。グループの意見としての提出日程がタイトであった為に議論を徹底して尽くす時間が無かったことや、指定されたテーマが人によっては興味のある分野では無かったりしたことで、指定された課題に対する意見提出は毎回不十分な内容だったのではなかったかと反省しています。

多様な情報発信と交流を提案

市民活動の拠点としての「サポセン」のありかたとして、私たちが提案したのはITを活用した情報発信や学習の場であること、駅前の複合型施設として人が集まりやすいことからボランティア活動を知るきっかけづくりの場・出会いがある場であること、国際交流の場、市民活動に関わる人の交流の場、市民活動に必要な機材が用意されていること、子育て中でも話し合いができるキッズスペースがあること、日頃の芸術活動の発表の場であることでした。こういったテーマは具体的に議論がしやすかったものの、課題が運営形態に移ってからは、専門的な知識のある方が少なく議論そのものが困難でした。

よい経験だったが参加は難しい

課題は間取り図作成から具体的な機材のリストアップ、開設時間、業務内容のほか管理者までも検討・提案しましたが、あとから出された市の原案をみると、私たちの意見がどの程度参考になったのかが不明だという意見もありました。→市民に過ぎない私たちが、白紙からサ

ポセン」づくりに関わったのはよい経験だと思ふ反面、市の原案をもとに議論していったほうが、現実的な議論が可能で時間も有効に使えたと思います。

賑わうサポセンの成長に期待

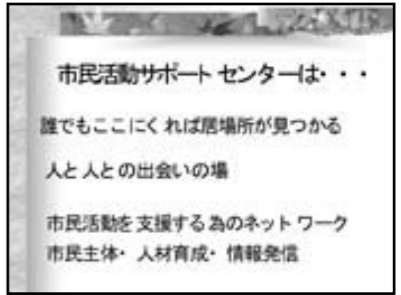
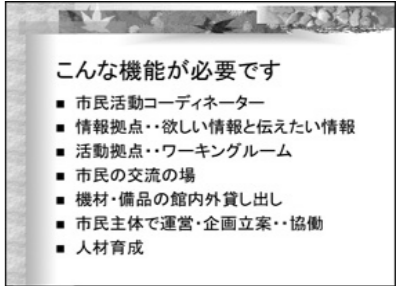
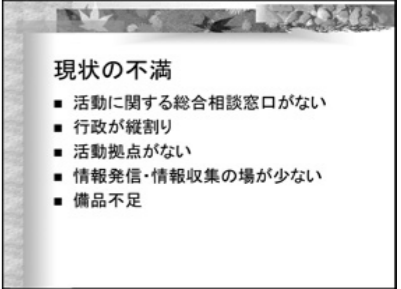
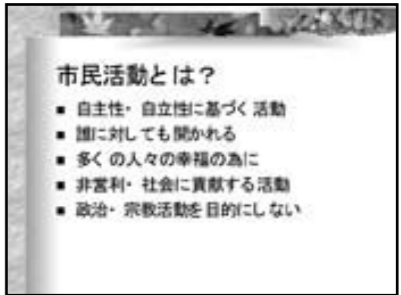
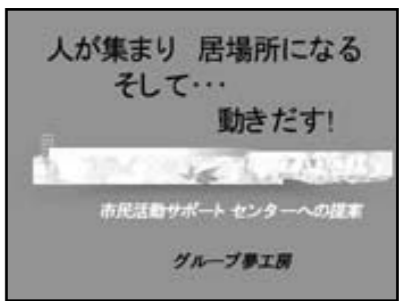
完成したサポセンに足を運び、賑わっているのを目にすると、少しでも関わったことを嬉しく思います。これからも市民活動に関わる人、これから関わろうと思う人のニーズに答えてくれるサポセンに育っていくことを願います。

(グループリーダー・矢島英子)

メンバー名一覧

青羽利勝○、秋山光行、岡村幸子
粕谷小夜子、坂本法子、白石リン子(兼務)
萩原和代、松澤静男、矢島英子◎
渡辺明洋

◎はグループリーダー、○は整備検討委員



コスモス

—— さまざまな彩りの提案と成長への期待と

多彩なメンバーによる多忙な議論

2005年9月25日さいたま市の呼びかけで、市民として参加したサラリーマンや主婦、大学教授や一級建築士、税理士などが、たまたま一つのテーブルを囲んだところからコスモスの活動は始まりました。その思いの先は市民が考える「さいたま市の市民活動の拠点づくり」。

議論の中心は「どのような市民が集まり利用し、誰が運営するのか？」平日の夜を中心に6回の議論と数多くのメールのやり取りの中で、さまざまな市民がどのように関わることが最良なのか…。

活動の中で、メンバーは各自で開設されている他自治体の市民サポートセンターの見学を行い、資料の取り寄せも行いました*1。

市民と行政の協働運営の提案

話し合いでは、私たちは市民活動の拠点が出来た場合、施設運営の日常業務を当初は、公設公営として、何年後かに民間に引き継ぐ方が良く考えました。その理由としては、当初は市民や各団体のコミュニケーションや運営方法などの問題が生じ、利害関係の調整が起きる可能性があるのではないかと、その場合、施設運営等で市民と関わってきた行政のノウハウが必要と考えたのです。行政でも市民運営でも、利点も欠点もある。その良いとこ取りが出来ればとの思いがありました。

その結果、行政との協働運営という方法が見えましたが、あくまで市民が主体となるような構成とする。それは、市民が主体的に関わることで、活力や行動が生まれると考えたからなのです。

寸劇で多彩な組織の協働を表現

これらの考えを「第2回ワークショップ全体会ではどう伝えたら良いのか？」考えた末に、私たちは寸劇によって伝えることにしました。

登場人物としては、市民活動の拠点を運営する理想形として、地域を担う団体として育ちつつあるNPOと、地縁組

織として成熟している自治会は、これまで十分な連携ができてきていなかったが、「まち」には、そうした2つの機能が必要であり、それらが連携できるようなところが必要と考え、お互いに良く知り合うことで地域のコミュニティ形成が良好になると考えました。

また、その場に野宿労働者*2を登場させることによって、さまざまな人々が関わり、単純に選別をしてはいけないことを伝えたいと思ったのです。

私たちの提言では、コミュニティファンドという新しく生まれた手法を取り入れ、参加や活動などを円滑に進めるために「地域通貨」を使った仕組み作りを提案しました。

成長のためあえて細かな要望を示さず

私たちの提言では、また、必要な機能や設備についても話し合いましたが、細かな要望や方向性を示していません。それは、「市民活動サポートセンター」

が当初の議論に束縛されることなく、市民の為の新しいサービスが生まれ、さまざまな市民が利用することによって、新たな取り組みが育つことを期待したからです。

(グループリーダー・田中和義)

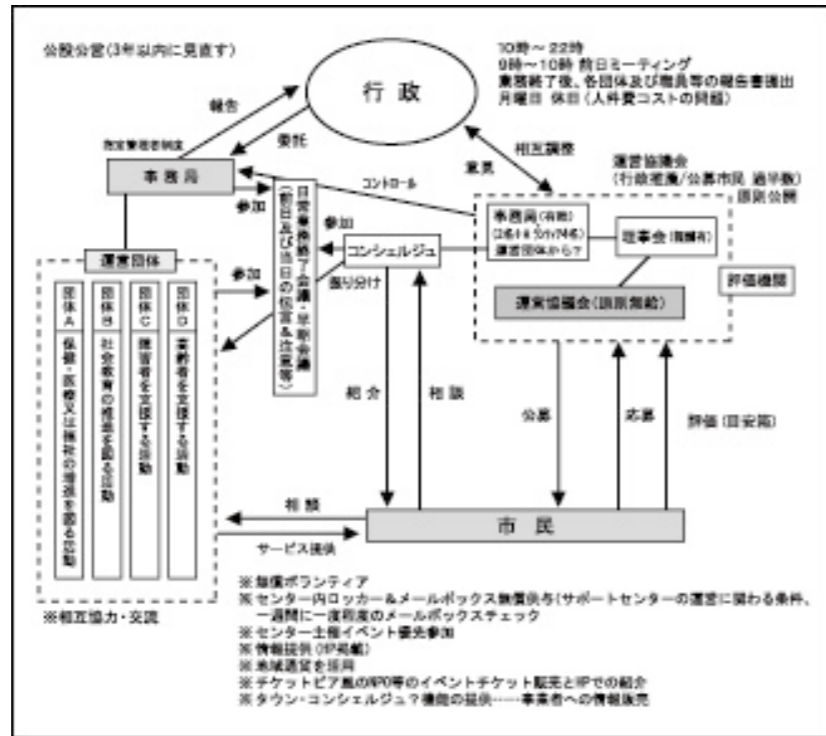
*1：ただし、会議への出席率は必ずしも高くなく、リーダーと整備検討委員の2人のみ参加ということもあった。メールでの資料回覧と意見募集などで、できるだけ参加をつつたが、メンバー内に参加の濃度差があったことは否めない。

*2：一般に「ホームレス」と呼ばれることが多いが、当事者が好まない言葉なので言い換えている。

メンバー名一覧

荒木利治○、大橋太郎、河崎陽子
河邊有為子、木村通恵、大工原潤
田中和義◎、中村豊子、堀越栄子
三浦雅光

◎はグループリーダー、○は整備検討委員



やおよろずの会

—— その「やおよろず」な提案

「やおよろず」に込めた意味

まず、やおよろずの会の名称は、野田静枝さんのご提案で、すんなりと決まりました。世界がいくつかの一神教に流れて様々な紛争が絶えないように感じられますが、出来るだけ一神教でも「母なるマリア」の様に懐深くあれ、そしてアジアのそこかしこに宿るといわれている「八百万の神」の様に、色々な背景の人々を包み込み「架け橋に」なる市民活動サポートセンターにしたいと、センターが分け隔てなく、どんな活動にでも「八百万の神」さまのように温かい目を向けて欲しいという願いを込めたと私は勝手に思っています。

中高年メンバーの経験を踏まえて

メンバーは、市内で元気に活動している中高年の女性たち、男性たちでした。身寄りのないお年寄りのお世話をする活動、地域に戻った中高年層者を集めて孫たちの世代との活動の場をつくっている取り組みなどを行っているメンバーでありました。

話し合いの話題は、身寄りのない、援助の必要な高齢者がぶらりと立ち寄れて、さりげなくサポートを受けること

ができる、日長じつとそこにも安心してできる、温かい目が向けられている場が欲しいなどについて、メンバーの経験を踏まえながら話し合いを重ねました。

話し合いは与野駅西口の下落合コミュニティセンターやWith You さいたまで行われました。

ミニキッチン・会議室を提案するが…

年末年始にも開いていて、簡単な食事をつくれて一緒に食べることができる。そのためには、小さなキッチンが必要です。また、そこを利用するのは人間と一緒に

動物たちも来るかもしれません。また、外国人たちが気楽に来てくれるようなスペースが欲しいなど、駅前という立地を活かす、安心を提供する場でありたいと話合ってきました。

神奈川県の県民活動サポートセンターを見学した時に感心したのは、ハンディキャップをもつ人たちが運営する喫茶コーナー、定期的に外国人向けの図書サービスをする活動でした。

そんな事柄のなかに、屋上庭園で屋外活動の講習会を行うなどの活用をしようという提案と10階のコミセンとつなぐ階段をもつ吹き抜け空間を中央部分に開ける提案、国際色豊かな食の提供やさいたまの食材を調理できるミニキッチンの設置提案、そして、会議スペースを区切ることにこだわりました。屋上庭園ではペットの訓練や子どもたちの屋外活動演習、そして緑を楽しむ実習などができるだろう。多くの講座室を抱えるコミセンが直ぐ上にあるのだから、一体的にできたら使いやすいだろう。食べることは重要なコミュニケーションだ。仕切りの無い空間は始末に困るだろう。などの提案を練っていきました。

しかし、全体会議の場で発表すると、市担当者から技術および制度的な「壁」が指摘されて、最終的にはあたりまえの提案になってしまいました。

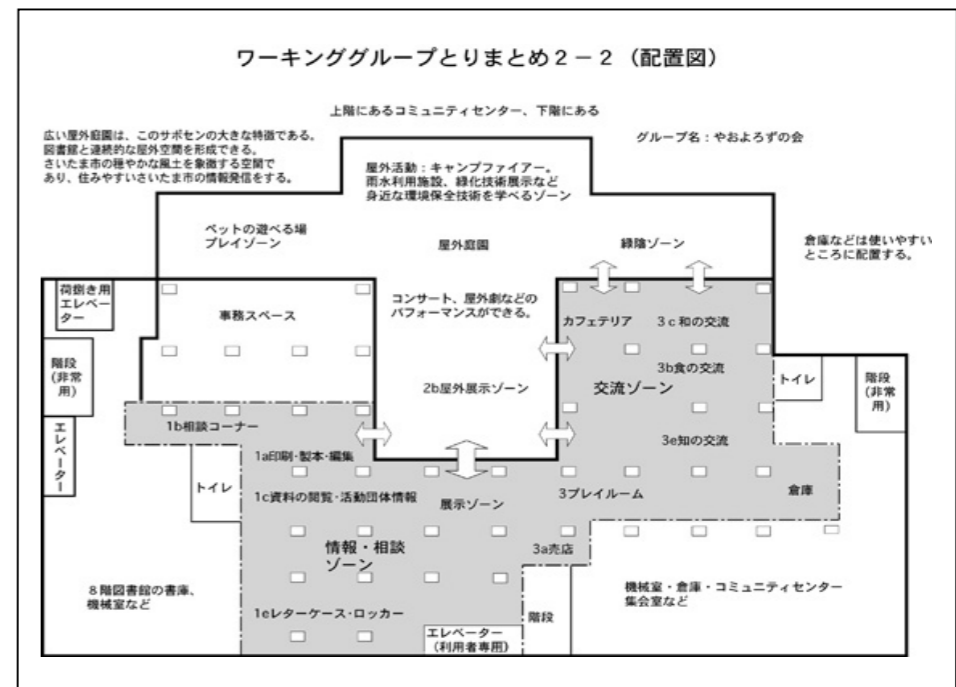
とにかくセンターは駅前にある。これから転んでも徒では起きない、ここかしこにいる小さな神さんに見守られている市民の知恵と行動力が試されるのだと思います。

(グループリーダー・若林祥文)

メンバー名一覧

岩井正三、小金道永、佐藤香織
清水理恵、谷口四四三、中村孝三
野田静枝○、野村英一、宮下房江
若林祥文◎

◎はグループリーダー、○は整備検討委員



休日返上グループ

—その夢、実現したこと・しなかったこと

仕事や市民活動に忙しく平日は出席がむずかしいというメンバー9名が参加、その名も「休日返上グループ」。休日返上をいとわない強力な顔ぶれによって、毎回活発な議論が交わされました。以下は、ワークショップ第1期、休日返上グループが思い描いた夢のあらまし。

交流する多様な市民

休日返上グループが市民活動サポートセンター（以下、「サポセン」）に託した基本コンセプトは、ひと言でいえば「多様な市民による多様な市民活動を創造する場」。多様な市民を市民活動との関わり度に応じて（失礼ながら）「市民A」「市民B」「市民C」の3グループに分け、市民活動団体を「地縁団体」「任意団体」「NPO」の3タイプに分類しました。これら3グループ3タイプの市民と市民活動団体が自在に入り混じり交流するこ

とから、市民活動創造の場が生まれると夢見ました。

「市民のまち」構想

交流と創造の場として構想された具体案が、「市民のまち」。そこには、「市民のひろば」（イベントスペース・サポートCAFE）、「交流ひろば」（フリースペース）、「情報交換ひろば」（情報コーナー）、「活動支援ひろば」（印刷スペース・相談コーナー・子どもスペース）の4種類の「ひろば」があり、多様なニーズにこたえる「まち」を構成する——そんな提案をしました。

消えた「サポートCAFE」の夢

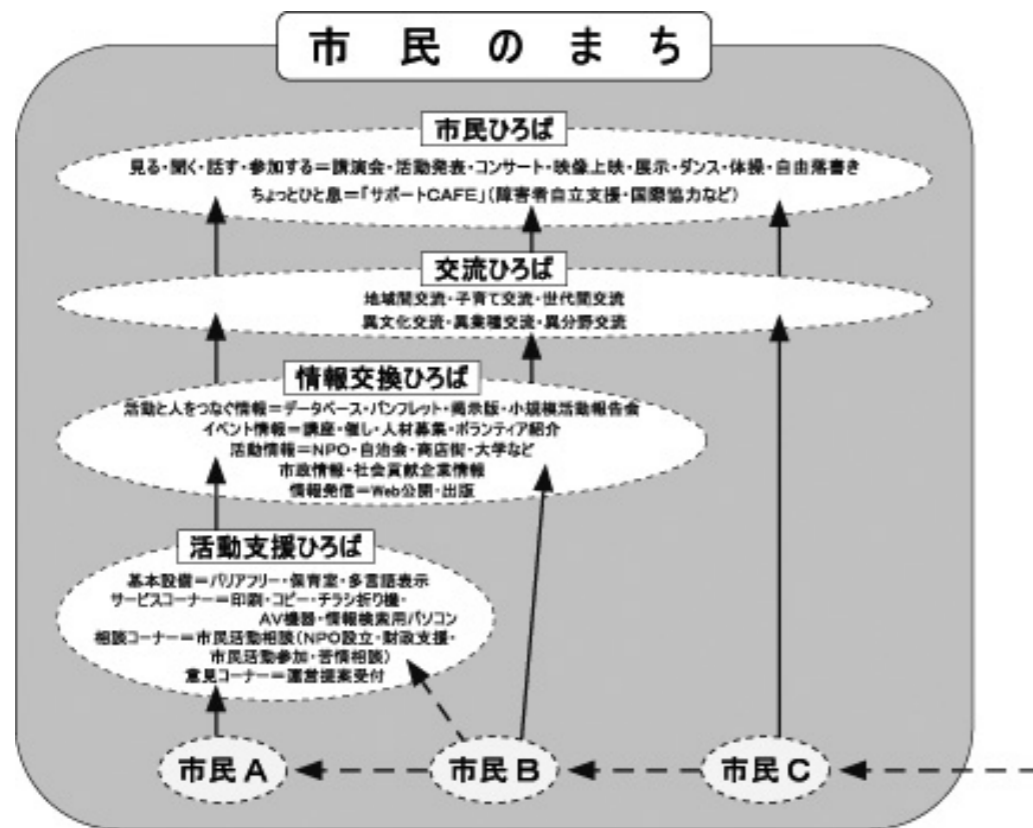
休日返上グループの提案が取り立ててユニークなわけではありません。サポセンが始動した今、ほかのグループとともに提案した多くのアイデアが現実のものとなりました。だが、ただ一つ心残り

があります。（店の名前は別として）「サポートCAFE」案が受け入れられなかったことです。国際協力や障がい者自立支援のNPOが中心となって、軽食・喫茶・売店（多様なグッズ販売）を営むことで、人びとの流れを生み、交流の場を提供する。これが効果的であることは、川口市ですでに証明済みです。今も、残念でしかたがありません。

（グループリーダー：藤林泰）

メンバー名一覧

池田祥一、木内靖雄、北川靖夫○
 富田崇男、能美淳一、藤林泰◎
 松下孝子、湯沢祥行、渡辺チズ子
 ◎はグループリーダー、○は整備検討委員



休日返上グループが提唱した「市民のまち」構想。

ワークショップ各グループの提案 — いろんな声がせいぞろい

市民活動サポートセンターが備えるべき機能・サービスと考えるものについての、各ワークショップグループが提案した様々な提案は、支援室によって最終的に下記のような表形式（表1～3）でまとめられました。

表1 各ワークショップグループが提案した市民活動サポートセンターに必要な機能一覧

	ワーク21	夢工房	コスモス	やおよろずの会	休日返上グループ	内容イメージ
機能	市民活動の「場」の提供	活動拠点	情報拠点	展示機能	市民ひろば	
	市民活動よろず相談	相談・コンサルティング	センター運営上の最低限の事務機能	作業・情報・相談機能	交流ひろば	
	市民活動工房(市民活動塾)	育成・支援	相談・コンサルティング	3つの交流機能	情報交換ひろば	
	交流と連携	情報提供・ボランティアへの誘い込み	センターへの案内板	研修	活動支援ひろば	
	情報の収集と発信	ボランティア人材バンク		災害時のボランティアセンター		
		子育て支援		空間の全体イメージは大きなスタジオ		
		バリアフリー・プライバシーに配慮				

表2-1 各ワークショップグループが提案した市民活動サポートセンターに必要なサービス一覧①グループ共通の提案

	ワーク21	夢工房	コスモス	やおよろずの会	休日返上グループ	内容イメージ
グループ共通の提案	工房	ワーキングルーム	印刷コーナー	印刷・製本・編集作業	印刷室	印刷・製本などの作業スペース
	情報ライブラリー 掲示板	情報コーナー 図書・資料コーナー 情報提供	無線LAN	資料の閲覧、活動団体情報 情報発信 調査	情報コーナー	市民活動に関する資料、活動報告、募集案内などの資料を収集・整理し、提供するスペース インターネット、データベース、印刷物など複数の媒体で提供する。
	市民活動よろず相談	相談コーナー 個別相談ルーム コンサルティング・アドバイス (バリアフリー・プライバシーに配慮)	個別相談コーナー	相談：一般的な相談、プライバシーの確保が必要な相談	相談室	市民活動に関する一般的な相談とプライバシーが守られた相談ができるスペース
	交流ラウンジ	交流コーナー	市民出合いの広場	交流	交流ひろば	小規模な打合せや多種多様な活動を行う団体などが交流するスペース
	多目的サロン	イベント・活動発表スペース	企画展・イベントコーナー	展示・イベントスペース	イベントコーナー	交流イベントや活動などの発表・展示ができるスペース

ここに掲げた表では'08年3月現在で対応する機能・サービスがあるものには濃いめのグレー□を、直接的・全面的ではないが一定の機能・サービスがあるものには薄めのグレー□を、対応する機能・サービスが実現できていないものは白地□としました。

表2-2 各ワークショップグループが提案した市民活動サポートセンターに必要なサービス一覧②グループ独自の提案

	ワーク21	夢工房	コスモス	やおよろずの会	休日返上グループ
	市民活動ひろば	ミーティングコーナー	ティーサロン	レターケース、ロッカー	フリースペース(予約なしで話し合いなどができるスペース)
	メールボックス ロッカー 私書箱サービス	メールボックス 貸ロッカー	各団体の案内コーナー (目的別で組織された団体が、市民のニーズに沿った相談を行うスペース)	ハンディキャップをもつ人たちが運営する売店	サポートカフェ(お茶を飲みながら、交流・休息し、ハンディキャップを持つ人などが製作した食品・製品などを販売するスペース)
	インフォメーションボード	ITルーム(パソコンを利用した打合せ、講習会、活動発表を行うスペース)	コンシェルジュ・コーナー	臨時的な共同事務所(複数の団体が共同してイベントを開催する際の臨時的な事務所スペース)	保育室・授乳室
	受付カウンター	おもちゃの図書館(おもちゃを借りることができるスペース)	コミュニティ・ファンドの創造機能(市民からNPOの活動資金を集め、必要なNPOに助成金として使ってもらおう。)	研修	
	給湯室・自販機コーナー	プレイルーム・育児スペース・授乳室	連絡協議会(登録団体が市民を代表して、サポートセンターに対して助言する。)	屋外庭園(展示やイベント、研修活動などを開催するスペース)	
グループ独自の提案		人材バンク(市民活動をしている個人・団体の情報提供、ボランティアの紹介)		食の交流(子ども、高齢者、障害者などが食を通して様々な活動をするスペース)	
		センター独自の助成金(市民からNPOの活動資金を集め、必要なNPOに助成金として使ってもらおう。)		和の交流(国際交流、平和の希求、伝統文化の活動を継承するスペース)	
		ネットワーク推進(センターと市民でつくる企画運営委員会でイベントや講座、広報誌の作成を行う。)		知の交流(商品等の実験、情報検索ができるスペース)	
		ボランティア体験(半日、1日ボランティア体験、こどもボランティア体験)			
		レンタルグッズ収納庫 機材レンタル			
		活動支援(許可を得たものは、短期間のミニフリーマーケットや手作りを販売できる)			
		印刷用紙販売			

表3-1 各ワークショップグループが提案した市民活動サポートセンターの管理運営方針一覧①開館時間・休館日・販売他

	ワーク21	夢工房	コスモス	やおよろずの会	休日返上グループ
開館時間	10時～22時 事務対応時間は、9～23時 利用者の安全にも配慮し、早朝、深夜の開館はしないほうが良い。	9時～20時	10時～22時	9時～23時	9時～22時
休館日	・年末年始 ①イベントの時などは柔軟に対応できることが望ましい。 ②多様な利用者ニーズに応えるためには、できるだけ休みがない方がよい。 ③メンテナンスなどによる閉館などもなるべくならないほうが良い。	(設ける場合は) ・土日祝日以外	・毎週月曜日 ・年末年始 ・点検日		・年末年始 ・点検日
販売	意見を併記 ・<NO>センター内での販売など収益事業は一切認めない(理由)無償の事業をサポートすべき 自己の利益のための行為とそうでない収益事業を区別できない ・<YES>活動資金や事業資金を得るための収益事業は認めてよい(理由)市民活動は自主自立を目指すべき物やサービスを提供したら、相応の報酬を得るのがあたりまえ	①非営利団体が必要経費を補填するために実施する収益事業はある程度の制限・規制をかけて実施できるようにすべき(営利事業、市民活動の定義外の団体の利用を規制する) ②福祉の観点から行なう販売行為は無償で実施できるようにすべき。(市役所の販売コーナーのように)	①授産所などの福祉関係は無料 他の団体は有料	①子ども・ハンディキャップをもつ人たちが他の人たちとの交流をし、社会訓練をするうえで、販売行為は重要 ・フェアトレード、授産施設での製品、あるいは個人々の作品販売などはありえる。 ・公共施設だから駄目だという強制ではなく、社会的な意味を自己判断するセンスの醸成がほしい。	①給茶器の設置と、福祉活動や国際協力活動など、市民活動支援の目的に合った物品の販売コーナーを置く。
独占的利用	・<Y/N>利用実態に合わせて後からルールを決めればよい。 (理由)禁止事項は少ない方がよい。多様な利用実態を受け入れることで、活動が活発になる。 利用者同士で話し合っルールを作る。 ・<Y/N>センターの資金源として売店やカフェなどを運営してはどうか? (理由)特定の団体に既得権が発生するのは良くないが、利用者にとっても、便利だし、資金源の一つとしても有効だと思う。	①メールボックス・ロッカーなど設備の利用は一年交代か抽選制として特定の団体に占有されないようにする	①センターの運営に関わり、協力する団体には、メールボックス及びロッカーは無料 ・事務局による1週間に1度、郵便物が溜まっていないかをチェックし、定期的にセンターに来ない団体に警告を行う・・・運営に関わっていないと判断	①期間を定めてロッカーやメールボックス等の貸与をすることは必要である。 ・既得権を発生しないようにすることと活動拠点を継続させることを是非両立できるシステムをつくる。	①メールボックス、ロッカーなど団体の活動拠点となる機能は置かない。 ・仮に設置するにしても、新たな参加者を排除するような既得権にならないよう、1年ごとに抽選で入れ替えを行うことで公平性を保証する必要がある。

表3-2 各ワークショップグループが提案した市民活動サポートセンターの管理運営方針一覧②金銭的負担・運営方法

	ワーク 21	夢工房
金銭的負担	<p>意見を併記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ < NO > 利用登録団体の設備利用、サービス利用については、無料にする (理由) 活動資金の負担はできるだけ、少ない方がよい ・ < YES > 設備やサービスを利用した場合には相応の金銭負担は当然 (理由) 受益者負担が原則だし、公平。 ・ < Y / N > 利用できる設備、運営形態次第でどちらとも言えない (理由) 設備やサービスを提供する支援の一部とみなせば、無料にできる部分もあるかと思うが、維持管理経費等を考えると実費程度の利用料を取るのが妥当だろう。 ・ < Y / N > 受益者負担には賛成だが、利用料方式は反対 (理由) 「市民活動工房」は共同利用を原則として、利用者は維持管理にも責任を持つようにしたい。もちろん、印刷技術や製本、原稿作成などの技術の指導が提供されることが前提。 	<p>①メールボックス・ロッカーなどを一定期間利用する場合は有料 印刷機の利用は有料</p> <p>(理由) ①公平の原則で、継続利用は有料が望ましく、印刷などインクや製版の経費を利用者負担とするのは当然である。 ②特定の団体にものみ有利になることが発生しないように配慮すべき ③センターの利用目的が限定されない、物品販売により広く市民が訪れやすい場とする</p>
運営方法	<p>意見を併記</p> <p><公設公営> 公設である以上、公営するのが当然。 ・市民活動団体や市民活動家は、それぞれの活動をするのが主目的であり、支援センターの運営や管理に人も時間も割けないのが実情。市民が手足となって働くことが協働の主旨ではないと思う。 ・公設公営であっても、市民の主体的参加、行政との協働は可能である。運営主体となる組織などに、市民が相当数参加し、運営計画を立て、行政と共に運営責任を持つ。さらには、利用者である市民の評価、外部審査などの手続きを経て、計画は適宜是正されることとすれば、市民に開かれた協働事業の趣旨に合う。</p> <p><公設公営→公設民営> 公営でスタートし、2～3年後を目途に民営化するのがよい。 (理由) ・市民との協働を重ねた上で設立されるサポートセンターにふさわしく、市民が主体的に参加する「開かれた」運営形態にする。市民と行政が運営協議会などを組織し、運営主体となる、あるいは、サポートセンターの運営を主たる目的とする団体を設立するなど、「色のついていない」運営組織とする。さらに、利用者である市民活動団体の代表や第3者が随時それをチェックできる等透明性を確保することが必要。 ・開設当初の運営については、実務経験の蓄積の多い行政に負うところが多いと思われるので、公営でスタートし、市民活動団体の組織化、ネットワーク化など「民営の素地」を醸成した上で、民営化に移行するのが妥当。 ・「整備計画」の策定にあたっては、民営化をふくめた中長期計画の中で、「市民に開かれた運営」「計画の評価・審査・見直し」などの具体案を明示し、広く市民から意見を求める必要がある。</p>	<p>①開設時の運営方式は公設公営・公設民営をグループで検討中。 ②どちらにしても市民が主体となる運営協議会を設置する。 ③管理運営方式は1～3年以内に見直すことを条例等に明記する。</p> <p>(理由) ①サポートセンター運営には市民が意思決定権を持ち、市民が必要とする活動が出来る場とすることが不可欠であり、そのためには運営協議会を設置して市民が運営に関して参加・発言することが必要である。</p>

コスモス	やおよろずの会	休日返上グループ
<p>① 授産所などの福祉関係は無料 他の団体は有料 但し、センターの運営に関わり、協力する団体には、メールボックス及びロッカーは無料 ②上記以外の団体は有料で使用する。</p> <p>(理由) ①センターの運営に多くの団体に関わることが、センター本来の目的であると考えます。 ②定期的なチェックを行わないと既得権だけを主張する団体が現れる。 ③運営に関わるにはそれなりのコストを運営団体は払うことになるので、結局有料と変わらないので無料とした。</p>	<p>①お金を介在するイベント等はあってもよい。商業ベースにならなければよい。非営利活動として説明責任や評価をきちんとするシステムを構築することが必要。 ②製本するなどの行為は社会の接点を広げるうえで重要である。さいたま市うらわ美術館は製本や装丁に関する企画を重点的に行っており、連携をすることが特徴を出すことになる。</p>	<p>①印刷物の実費相当分は各団体の負担 例えば、印刷販売用紙は持参し、印刷の原紙代を負担とする。 ②上記(販売・印刷)の2点は、ともに原則有料 ただし、他の類似施設のサービス利用料を上回らない範囲の料金設定とする。</p> <p>(理由) ①最低限の実費を支払うことで、無駄遣いを防ぐことがねらい。 ②メールボックス、ロッカーを置かないのは、公平性を保証するため。不公平の可能性は、地域による不公平と、活動期間による不公平の2種類がある。 ③市内にただ一つのセンターであり、近所の利用者だけのための施設ではない。また、活動期間の長い団体が独占的に利用できて、新しい参加者がふりになるのも避けるべきである。</p>
<p>①施設運営の日常業務的なことは、当初は、公設公営として、何年後かに民間に引き継ぐ方が良。 ②行政との協働で運営していくが、あくまで運営は市民が主体となるような構成とする。</p> <p>(理由) ①当初は市民や各団体のコミュニケーションや運営方法などの問題が生じ、利害関係の調整が起きる可能性がある。 ②市民が主体的に関わることで、活力や行動が生まれると考えるから</p>	<p>①最初は、行政が運営を担当して、徐々に運営業務を民間に引き継いでいくほうが良い。 ②公設公営方式や指定管理者制度を採るかどうかに関わらず、市民が主体となる運営協議会を設置する。運営協議会は、サポセンの管理運営の最高意思決定機関として、その運営の責任を負う。構成員は、公募の市民委員と市推薦の委員からなり、公募委員を比率的に多くする。 ③3年間程度の立ち上げ期間を行政と市民から構成される運営協議会が試行錯誤する。この過程がサポセンの今後を決めていく重要な期間である。その後、指定管理者制度もしくは直営かの管理運営方式を選択する。 ④この運営協議会の委員の選定および機能・権能の決定にあたっては、現在の市民活動サポートセンター整備検討委員会が責任を持ち、運営協議会の設立まで当検討委員会が継続する。 ⑤管理運営方式は、3年以内に見直す作業を行うことを条例等に明記する。</p>	<p>以下の運営体制を、5グループの共同提案として提出する方向で検討している。 ①公設公営方式や指定管理者制度を採るかどうかに関わらず、市民が主体となる運営協議会の設置する。運営協議会は、サポセンの運営に決定権をもち、その運営の責任を負う。構成員は、公募の市民委員と市推薦の委員からなり、公募委員を比率的に多くする。 ②この運営協議会の委員の選定および機能・権能の決定にあたっては、現在の市民活動サポートセンター整備検討委員会が責任を持ち、運営協議会の設立まで当検討委員会が継続する。 ③管理運営方式は、3年以内に見直す作業を行うことを条例等に明記する。 ④休日返上グループには、公設公営か公設民営化の選択にあたって、市場化テスト(官民競争入札)を取り入れるという意見もあった。</p> <p>(理由) ①市民活動サポートセンターであるから、その管理運営は、市と協力しつつも、市民主導で実施されることが不可欠だと考える。 ②本格的な体制ができるまでの移行期間は、これまでの経緯から、整備検討委員会があたるのが現実的である。</p>



枠組みはできた。さて、次は？

提言書と基本計画の策定

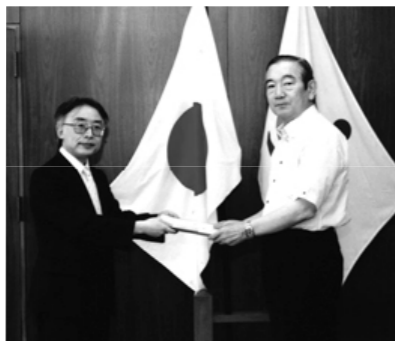
市民参加でつくった提言書

'06年6月29日、市長室で、中村座長、青羽委員、野田委員の3名が「(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備に関する提言書」(以下、提言書)を市長に提出しました。

この提言書は資料編を含めて7章57ページから出来ており、各章は下に示すように各検討委員や関係者が、それぞれ割り当てられた部分を作成し、まとめあげたものです。

提言書案を作成するにあたっては、起草小委員会を設置して、2回の会合^{*}を経て、構成・用語・文章表現等を統一するなど、最終的な文章の調整等が行われました。

提言書の提出は、市民活動サポートセンターの整備のなかの大きな区切りといえます。2005年9月25日の第1回ワークショップ全体会及び11月18日の第1回整備検討委員会から始まり、整備検討委員会7回、小委員会7回、ワークショップ全体会3回、グループ活動36回、参加者延べ493名の活動による集大成がこの提言書です。



支援室が担った基本計画の策定

前述の提言書を基に、市民活動支援室では、併行して整備基本計画案の策定にあたりました。

基本計画は、市の重要な施策を決定する際に必要な都市経営戦略会議^{*2}で承認を得る必要があることから、提言書を市長に提出した翌日に開催された戦略会議で、基本計画案の説明を行い、了承されました。

提言書の構成が、最終章の資料編を含んで7つの章、57ページで構成されていたのに対し、基本計画では、「計画策定の趣旨」を付け加えて8章42ページの構成となっています。

基本計画第7章の「市民活動サポートセンターの管理運営」では、市民と行政が対等なパートナーとして互いに認識し、よりよい協働の関係や仕組みを育てていくための実践的なセンターを実現するための「さいたま市型協働管理運営」方式について触れていますが、この時点では整備検討委員会における議論が確定していなかったことから基本的な考え方のみを記述することとされ、協働管理運営方式を実現する具体的な連絡調整会議、運営協議会等は管理運営要領を作成する過程で検討が行われました。

*1: 第1回起草委員会は、2006年5月26日に、第2回起草委員会は同年6月9日に支援室で開かれた。

*2: 市長、副市長、政策局長、総務局長、財政局長等によって組織され、重要事項を緻密かつスピーディに審議するために設けられた。

※策定に向けた主な役割分担	
はじめに(序文)	中村座長・矢ヶ崎委員長 ^{*1}
第1章	さいたま市の市民活動の現状と課題……………東委員
第2章	市民活動サポートセンターの基本的な考え方……………北川・平委員
第3章	市民活動サポートセンターの機能……………中野委員・矢ヶ崎委員長
第4章	市民活動サポートセンターが提供するサービスと設備……………中野委員・矢ヶ崎委員長
第5章	市民活動サポートセンターの施設配置……………矢ヶ崎委員長
第6章	市民活動サポートセンターの管理運営……………中村座長・粉川・東委員
第7章	資料
*1: ここでいう「委員長」とは、「小委員会委員長」のことを指す	

パブリックコメント

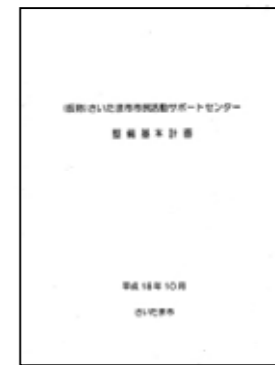
整備基本計画案が都市経営戦略会議で承認された後、整備基本計画(素案)についてのパブリックコメントを実施しました。公表物は、「(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画(素案)」とその概要版です。

この2つは、各区役所情報公開コーナー、各公民館、図書館、コミュニティ施設と市民活動支援室に掲示するとともに市ホームページでも公開しました。

2006年7月24日から8月25日までの1ヶ月間の意見募集の結果、13件46項目の意見が寄せられました。

パブリックコメントの多くは、設備や備品の仕様などより具体的な記述を求めるもので基本計画というレベルを超えるため今後の参考とするものや、基本計画全体としては趣旨をもちこんでいるもの、市の他の施策に関することであるため本計画では対応できないものでした。ただ、素案の文章では誤解を招き

かねない記述や、より正確に記しておく必要があると思われる6件については、文章の修正が行われました。



寄せられたパブリックコメントのうち修正対応した項目の一覧表 市民活動サポートセンターの管理運営

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>第7章1の「管理運営の基本的な考え方」では、管理運営に関する部分だけは、もっと具体性のある計画(素)案を提示し、あらためてパブリックコメントを募集することを提案する。</p> <p>この素案では総花的な理念だけは羅列してあるが、大変あいまい。管理者指定制度の現状を垣間見ると、採算ベース、利潤追求が先行、重視されているところもあるので、行政の声も市民の声もなら反映されないような管理運営のあり方には反対である。</p> <p>「基本計画(素案)」と「提言書」を読み比べてみると、とくに「市民活動サポートセンターの管理運営」について、落差を感じる。「提言書」では、「管理運営」について繰り返し「市民が主体となること」を強調しているが、「素案」では、「協働運営組織」についてのこうした記述は見受けられない。「素案」の「第7章-1管理運営の基本的な考え方」の項に、「協働運営組織」について、「提言書」にある文言をそのまま記述することを求める。</p>	<p>基本計画は、整備の基本的な方針を示すものです。基本計画は、ワークショップを開催して多くの市民の方に検討していただき、整備検討委員会における議論によりまとめられた「提言書」を踏まえて策定しました。</p> <p>しかしながら、管理運営体制の内容をわかりやすくするため、P31-第7章-1に、さいたま市型協働管理運営方式を実現するための4つの要素について補足説明を追加いたしました。</p> <p>なお、管理運営の詳細については、この基本計画に則り、引き続き整備検討委員会で行ってまいります。</p>
<p>公設民営となった場合、指定管理者制度の枠組みの中に入らざるを得ないことは理解できる。しかし、単に施設管理的な企業などが安価であるという理由で指定管理者に選択することは避けられる必要がある。そのため、例えば「市民活動団体への業務委託から指定管理者制度への移行も含め」の部分を「市民活動団体への業務委託から市民活動の特性を踏まえた指定管理者制度への移行も含め」というような表現として、指定管理者選定時の仕様などに「質」面での評価軸を入れることにしたい。</p> <p>また、「実現を探っていきます」という表現はさすがに逃げ腰過ぎるように感じる。「実現をはかります」か、せめて「実現に向けて努力していきます」くらいにはしたい。</p>	<p>P32-第7章-1「市民活動団体への業務委託から指定管理者制度への移行も含め」の記載については、ご意見の趣旨を含んでおりますが、わかりやすい表現とするために、「市民活動団体に対する業務委託、指定管理者の指定を含め」という表現に修正いたします。「実現を探っていきます」という表現については、ご意見のとおり、「実現に向けて努めていきます」という表現に修正いたします。</p>
<p>〈今後の進行体制とスケジュールを明記すること〉</p> <p>整備基本計画というものにどこまで具体的に書くものか良くわからないが、整備基本計画策定後のすすめ方がわからないので不安を感じる。</p> <p>とくに、指定管理者制度を導入した場合、①市民の力が活かせる管理運営になるような内容や条件での公募となるのか、内容や条件を決めるのに「整備検討委員会」や、ワークショップメンバーは参画できるのか。②指定管理者の審査の選定委員会は、「(仮称)市民活動サポートセンター」の選定にふさわしいメンバーになるのか、それを決めるのに「整備検討委員会」や、ワークショップメンバーは参画できるのか。③選定の公開性、透明性はどのようにどれほど確保されるのかなど、である。</p>	<p>計画策定後のスケジュールについては、P3-第1章に、新たな項目「3基本計画策定後の施設整備の進め方」を追加いたします。</p> <p>指定管理者の候補者の選定は、本市の統一的な運用を図るため、一つの「さいたま市指定管理者審査選定委員会」にて、安定的な施設運営や収支計画の妥当性等共通項目と施設ごとの観点で審査項目を設け、採点方式により行うこととしています。</p> <p>また、候補者選定の公開等は、基礎資料である事業計画書等に応募団体独自の提案や技術等が含まれていることから、公表によって団体に不利益を及ぼす可能性があること、また、当委員会での委員の自由な発言を促すことなどに配慮し非公開としています。</p>

その他

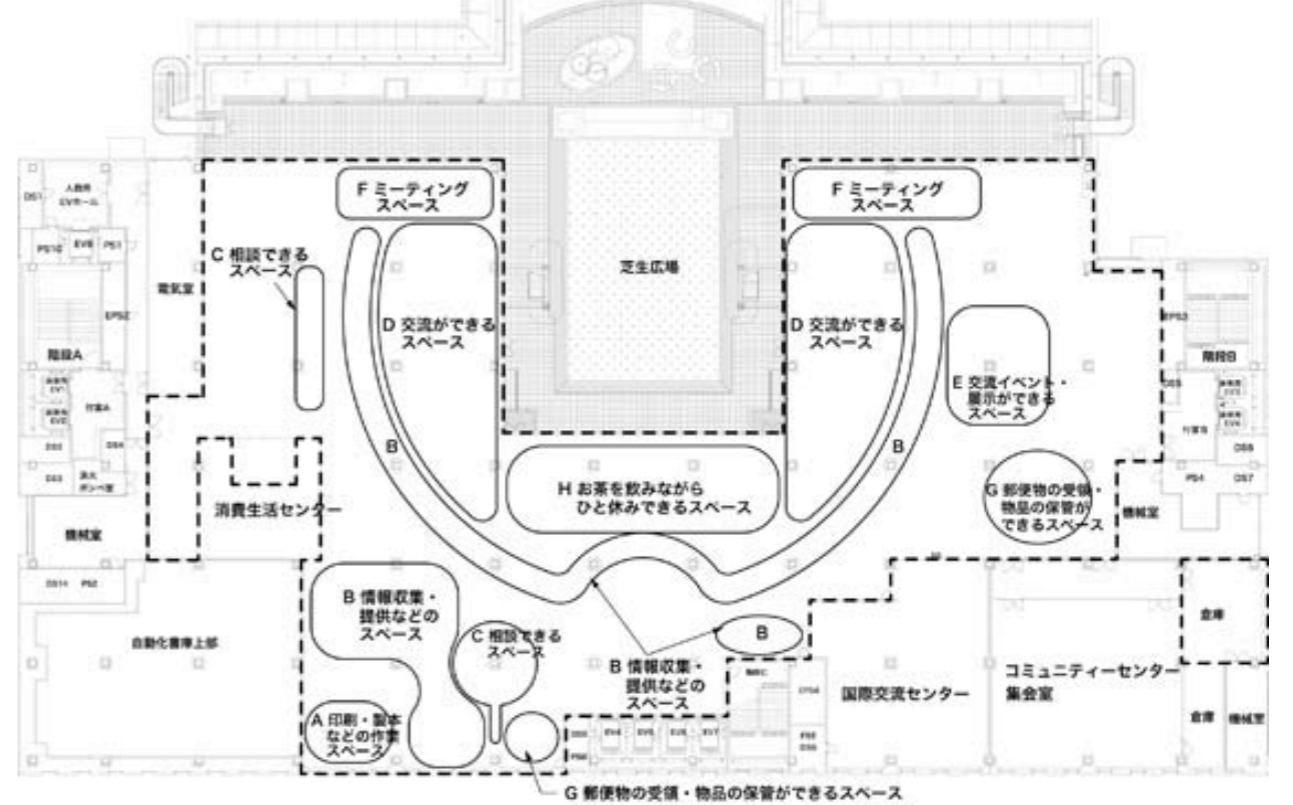
意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>「計画(素案)」には、P6コミュニティ会議、P9地域コミュニティ、P17地域コミュニティという言葉が使われている。①コミュニティとは何を指すのか説明してほしい。②コミュニティ課や、さいたま市が使用するときは、様々な「計画」等での使用を含めて、同じ概念で統一してほしい。</p>	<p>P7-第2章-2-(2)-①に記載しております「コミュニティ会議」は、本市において「区内において、広くまちづくりを行う団体で区長の認定を受けた団体」を「コミュニティ会議」としています。</p> <p>また、コミュニティには、「社会」や「集団」などの意味があります。P9-第3章-1およびP17-第4章-2に記載しております「地域コミュニティ」は、「地域社会」という意味で使用しておりますが、わかりやすい表現とするため「地域社会」に変更しました。</p>

「基本計画」で示された機能、サービス内容一覧

機能	配置番号	サービス内容	
(1)市民活動の入口の機能		市民活動について知る、市民活動に触れる機会を提供します。 市民活動団体の活動内容や市民活動の最新情報などをさまざまな媒体で発信するとともに、より多くの市民に市民活動への関心を持ってもらうための体験イベントなどを開催します。	
	①	総合受付・案内窓口を設置します。 市民活動サポートセンターの利用に関する問い合わせや、市民活動を始めたい市民、始めたばかりの市民の相談に応じます。	
	②	多目的サロンを設置します。 市民活動サポートセンターを利用する市民が出会い、触れ合うことによる市民活動への参加のきっかけづくりの場を提供します。	
(2)活動拠点・事務所の機能	③	団体ロッカーを設置します。 市民活動に必要な物品や印刷用紙などの保管ができる場所を提供します。	
	④	印刷作業室を設置します。 市民活動団体の冊子、パンフレット、チラシ類などを作成するための場を提供します。	
	⑤	打合せコーナーを設置します。 市民活動団体が会合や打合せを行うために、予約なしで利用ができる場を提供します。	
		貸出機材を整備します。 市民活動団体が活動に必要な機材で、1団体では購入や保管が難しいものを整備し、貸出しを行います。	
		交流ネットワークを構築します。 市民活動団体相互あるいは市民活動団体と行政、企業、学校・大学などの情報ネットワークを構築します。	
(3)交流・ネットワークの機能		交流会やイベントを開催します。 市民活動団体相互の連携を強めるとともに、市民への普及啓発を行うための交流会やイベントを開催します。	
	⑥	交流コーナーを設置します。 市民活動の分野や領域を超えて交流のできる場を提供します。また、少人数での打合せができる場を提供します。	
	⑦	多目的・展示コーナーを設置します。 市民活動団体がイベントを開催したり、活動の発表を行う場を提供します。	
	⑧	メールボックスを設置します。 市民活動団体の会員同士の連絡や他団体との情報交換、郵便物の受取りなどができる場所を提供します。	
	(4)情報収集・提供の機能		市民活動データベースを構築します。 市民活動団体の活動状況やお知らせ、募集案内などの各種情報を収集・提供するため、情報の一元化を図ります。
			ホームページの開設や情報誌を発行します。 市民活動サポートセンターの施設や事業などの情報、市民活動や市民活動団体に関する各種情報をホームページや情報誌で提供します。
		⑨	掲示ボード、パンフレットラックを設置します。 市民活動団体のイベント情報や募集案内などの各種情報の掲示やパンフレットの配布ができる場所を提供します。
		⑩	書籍・資料コーナー、閲覧コーナーを設置します。 市民活動団体や行政などが作成した冊子、広報誌、資料などを中心に収集・提供します。なお、8階に設置する図書館のサービスと重複しないように連携して収集・提供します。
⑪		OAコーナーを設置します。 市民活動団体がパソコンを利用して資料等を作成したり、インターネット閲覧による情報収集ができる場を提供します。	
(5)相談・コンサルティングの機能	⑫	相談(室)コーナーを設置し、相談員を配置します。 市民活動の入口から実務(団体の設立や運営、助成金、法律、会計、税務、労務など)、活動分野ごとの相談まで幅広く相談に応じます。	
	⑬	ゼミナール(工房)コーナーを設置し、専門員を配置します。 市民活動団体がパソコンを利用してのデータ編集やホームページを開設するための技術的な相談に応じます。	
(6)学習の機能		講座、研修会を開催します。 市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に必要な知識を習得するための講座や研修会を開催します。	

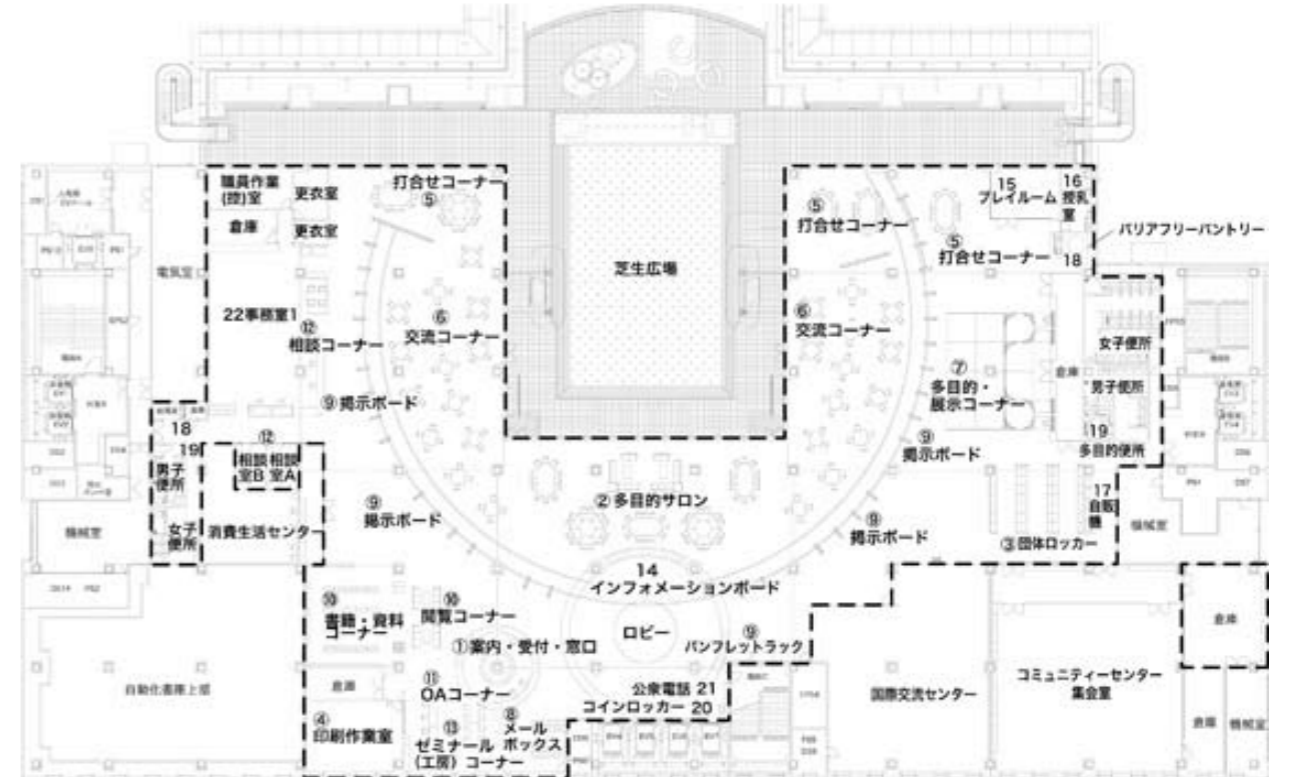
注：表中、配置番号については、右ページ下の配置図を参照願います。

※市民活動サポートセンターは ---- 線内で囲まれた部分です。



基本計画に掲載されたゾーニング図

※市民活動サポートセンターは ---- 線内で囲まれた部分です。



基本計画に掲載された配置図

市民参加を保証する

市民活動サポートセンター条例の制定

サポートセンター設置条例の必要性

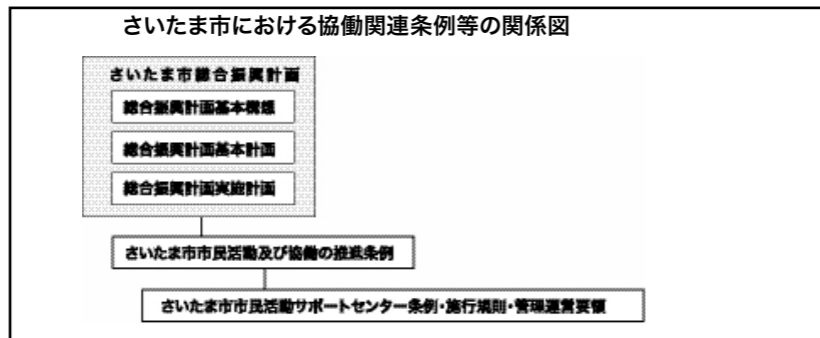
「基本計画^{*1}」は、ワークショップ参加者からの提案を踏まえて検討委員会が'06年6月にまとめて市に提出した提言書^{*2}」を基に作成した「基本計画(素案)」を、パブリックコメントを経て市民から意見をj得て若干の修正をした後に、'06年10月に市が策定したのですが、公の施設の設置およびその管理に関する事項は、条例で定める必要があります。

厳しいスケジュール

条例案づくりに専念できる期間は、11月中の1ヵ月のみでした。というのは、12月6日開催の検討委員会と9日開催のワークショップ全体会で、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の支援室案を説明し、これまでの検討内容が反映されているかの意見を聴いて支援室で条文の修正を行った後、1月初旬に議会に条例案を提案するための市長部局での法規審査が始まるというスケジュールは動かせないからです。

'07年10月に施設をオープンし、さらにオープン時から指定管理者と市との協働による施設管理を行おうとするには、'07年2月の市議会定例会で、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」議案が可決され、6月の市議会定例会において同センター指定管理者の指定議案が可決されることが必要でした。

併せて、'07年2月の市議会定例会には、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」案を提案することから支援室職員の業務は多忙を極めました。市民活動の定義や条例間の整合を図る意味では好いタイミングでした。



条例の構成と骨子

さいたま市市民活動サポートセンター条例案は、施設の目的、業務、休館日、利用時間、利用の許可、指定管理者による管理などを規定しており、全体で19条の構成となっています。

提言書、整備基本計画、ワークショップ全体会や整備検討委員会の会議録を何度も読み返しなが、条例施行規則に委任できる項目を整理したうえで、これまでの検討成果を可能な限り反映できるように条文をまとめました。

特徴的な市民意見反映の義務づけ

特に、条例第18条第3項(右条例抜粋参照)で「指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせる場合にあっては、(・・・中略・・・)市民の意見を反映させるための必要な措置を講じさせなければならない。」と規定したことで市民活動サポートセンターの管理運営に、引き続き市民が関わっていくことを保証し、さらに市長が別に定めることとした「さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領」で連絡調整会議や運営協議会の設置、利用者懇談会の開催を明記して、市民活動サポートセンター開設後に、市民と指定管理者及び行政との協議の場を設けることを保証しました。

なお、「さいたま市市民活動サポートセンター条例」と同条例施行規則並びに管理運営要領は、サポートセンターオープンに合わせて、'07年10月25日施行となりました。

*1：正式名称は、「(仮称)さいたま市市民活動サポートセンター整備基本計画」
*2：正式名称は、「(仮称)市民活動サポートセンター整備に関する提言書」

さいたま市市民活動サポートセンター条例・抜粋

平成19年3月15日 条例第20号(業務)	(利用時間) 第4条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。	(指定管理者による管理) 第18条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。
第2条 センター ^{*1} は、次に掲げる業務を行う。 (1)市民活動に関する活動の場の提供に関すること。 (2)市民活動に関する交流の促進に関すること。 (3)市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。 (4)市民活動に関する相談に関すること。 (5)市民活動に関する学習の機会の提供に関すること。 (6)前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。	(利用資格等) 第5条 施設等のうち、多目的展示コーナー、団体ロッカー、メールボックス及び貸出機材(以下「貸出施設等」という。)を利用することができる者は、市民活動団体(推進条例第2条第3号に規定する市民活動団体をいう。)であつて、市内で主たる活動を行うものとする。 2 貸出施設等を利用しようとする者は、あらかじめ利用の登録をしなければならない。 (使用料の減免) 第13条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。	(1)第2条に規定する業務 (2)施設等の維持管理に関する業務(市長が定めるものを除く。) (3)前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。 (…略…) 3 市長は、第1項の規定により指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせる場合にあっては、別に定めるところにより、当該指定管理者に、同項第1号の業務について 市民の意見を反映させるための必要な措置を講じさせなければならない。
第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。		
*1：第1条で市民活動サポートセンターのことを定義している。		

さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領・抜粋

(定義) 第2条 この要領において「協働管理運営」とは、センターが市民活動を推進し、支援するための拠点であり、より良い協働の関係及び仕組みを育てていくための実践的な拠点であることを踏まえ、センターを利用する者(以下「利用者」という。)の意見をセンターの管理運営に反映していくとともに、市民と市とが調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用しながらセンターの管理運営を行うことをいう。 (指定管理者による管理) 第3条 市長は、さいたま市市民活動サポートセンター条例(平成19年さいたま市条例第20号。以下「条例」という。)第18条第1項に規定する指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせる場合においては、協働管理運営を行うための法人その他の団体として、市民活動団体を指定するものとする。	(業務分担) 第4条 指定管理者及び市は、別表1に掲げる業務分担に基づきセンターの管理運営に係る業務を実施するものとする。 (協働管理運営組織等) 第5条 指定管理者は、協働管理運営を実現するための組織(以下「協働管理運営組織」という。)として、連絡調整会議及び運営協議会を設置しなければならない。 2 運営協議会は、利用者の意見をセンターの管理運営に反映するため、利用者懇談会を開催しなければならない。 (連絡調整会議) 第6条 連絡調整会議は、指定管理者職員及び市職員の5人以内の委員をもって構成し、センターの管理運営を円滑に行うため、別表1に掲げる事項を協議する。 2 連絡調整会議の会議は、原則として非公開とし、毎月1回程度開催する。 3 指定管理者及び市は、連絡調整会議における会議結果を尊重して、それぞれに分担された業務を実施する。	(運営協議会) 第7条 運営協議会は、市民、市民活動団体の代表者、有識者、指定管理者職員及び市職員の18人以内の委員をもって構成し、センターの管理運営をより効果的かつ効率的に行うための意見を聴取し、協議するとともに、センターの管理運営に係る評価を行う。 2 運営協議会の会議は、原則として公開とし、毎年4回程度開催する。 3 指定管理者及び市は、運営協議会における会議結果を尊重して、それぞれに分担された業務を実施するとともに、市民に対して説明責任を果たすものとする。 (利用者懇談会) 第8条 利用者懇談会は、利用者及び運営協議会の委員の参加により開催し、センターの管理運営に利用者のニーズを反映するための意見交換を行う。 2 利用者懇談会は、原則として公開とし、毎年4回程度開催する。 3 運営協議会は、利用者懇談会における意見交換の結果を受けて、必要に応じた協議を行う。
---	--	---

管理運営要領別表1(第4条、第6条関係) 指定管理者及び市の業務分担・抜粋

業務	分担(○実施者)		連絡調整会議での協議事項
	指定管理者	市	
センターの事業の企画及び実施			
条例第2条に規定する業務			
活動の場の提供に関する業務			
交流の促進に関する業務			
情報収集及び提供に関する業務	○		
相談に関する業務			
学習の機会の提供に関する業務			
その他設置目的を達成するために必要な業務			
一部業務の再委託	○		○
指定管理者の主催事業	○		○
市の主催事業		○	○
施設の利用許可等			
利用、設備等設置等の許可、変更及び取消しの許可	○		
不服申立てに対する決定		○	
入館の制限	○		
利用許可に伴う使用料の徴収	○		
使用料の強制徴収		○	
使用料の減免及び還付		○	
目的外使用許可及び使用許可に伴う使用料の徴収		○	○

指定管理者と市との業務役割分担をまとめた表の一部。この他、危機管理、センター維持管理などの業務の分担が細かく定められている。基本的には、企画や事業実施などの応用管理・運営は指定管理者が、施設の維持に関わる基礎管理は市が担当することになっている。